**根拠法令**

**資料１**

**医療法**

（都道府県医療審議会）

第7２条　この法律の規定によりその権限に属された事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

２　都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定地域医療提供機関の指定）

第113条　都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

一 救急医療

二 居宅等における医療

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

２～４　（略）

５　都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

**医療法施行令**

（都道府県医療審議会）

第5条の２１　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

４　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

５　（略）